

会計年度任用職員（西区選挙管理委員会事務局事務員）募集要項

職名（職種）	会計年度任用職員（西区選挙管理委員会事務局事務員）
採用予定人数	若干名
職務内容	西区選挙管理委員会事務局の事務補助業務（選挙人名簿や不在者投票の事務・受付及び電話対応、当日投票所物品の整理及び仕分け、期日前投票所の応援など） ※ 専用システムを操作して行う業務があります。
応募資格	地方公務員法第 16 条に規定される下記いずれかに該当する方は受験できません。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 2 札幌市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない方 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方
求める人材	パソコン操作（Word、Excel 等）が使用可能で接客・電話対応が可能な方。
任用期間	概ね、選挙期日の 1 ヶ月前から翌日までの 1 ヶ月程度 ※ 採用後、1 ヶ月間（勤務日が 15 日に達しない場合は、15 日に達するまで）は条件付き採用期間となります。 ※ ただし任用期間は令和 6 年度内となります。
勤務所属・場所	西区選挙管理委員会事務局（札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 札幌市西区役所内） ※ 勤務場所は敷地内禁煙です。
勤務日・時間	1 勤務日 1 週間当たり 5 日を超えない範囲内で西区選挙管理委員会事務局次長が定める。 2 勤務時間 1 週間当たり 30 時間を超えない範囲内で西区選挙管理委員会事務局次長が定めることとし、1 日当たりの勤務時間の割振りは以下のいずれかから西区選挙管理委員会事務局次長が定める。 A 区分（6 時間） 8 時 45 分から 15 時 30 分まで（休憩 45 分） B 区分（6 時間） 10 時 00 分から 16 時 45 分まで（休憩 45 分） C 区分（6 時間） 13 時 00 分から 19 時 45 分まで（休憩 45 分） ※ 時間外・休日勤務を命ずる場合があります。 3 休憩時間 西区選挙管理委員会事務局次長が勤務時間の途中に定める 45 分
週休日	1 週間当たり 2 日以上割合で西区選挙管理委員会事務局次長が定める日
給与	1 支給区分：日額（6,031 円） 2 支払日：翌月 21 日 3 給料表：会計年度任用職員事務補助職給料表 4 支払方法：指定口座への振込等 ※ 給料表は令和 6 年 4 月時点のものです。条例改正等により変更されることがあります。

	※ 詳細は、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則等をご覧ください。
諸手当	地域手当、通勤手当、時間外勤務手当
休暇	各種休暇・休業制度有（取得要件有）
社会保険	任期が31日以上の場合には雇用保険適用
公務災害	補償制度有
服務	地方公務員法上の各規定が適用（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等） ※ パートタイム会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能
スケジュール 応募方法	<p>1 応募受付期間 令和6年4月1日（月）～令和6年5月31日（金）</p> <p>2 面接日程 随時</p> <p>3 合否決定時期 随時</p> <p>4 応募方法 上記の受付期間までに顔写真付き履歴書を下記まで持参または郵送 ※ 書類提出後、面接日時について電話で連絡いたします。 ※ 職歴（特に正規・非正規問わず札幌市職員としての職歴）は漏れなく記載してください。 ※ 提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 ※ 選考の結果、合格となった方を選考成績の上位順に任用候補者として登録いたします。 ※ 選挙の執行が決定又は濃厚になった際に、任用候補者の上位の方から順に連絡し、応諾された方を正式に任用します。 ※ 任用候補者として登録された方であっても、任用しない場合があります。（登録は任用を保証するものではありません。） ※ 任用候補者として登録される期間は、令和6年度のみとなります。 ※ 合否に関するお電話等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。</p> <p>【履歴書送付先（募集者）・問合せ先電話番号】 〒063-8612 札幌市西区琴似2条7丁目 西区選挙管理委員会事務局 宛</p> <p>※ 封筒の表に「会計年度任用職員履歴書在中」と朱書きし、応募する職種（事務局事務員）を明記。 Tel011-641-6922（直通）</p>
個人情報の取扱い	履歴書等に記載いただいた個人情報は、札幌市会計年度任用職員の選考及び任用に関する事務以外の目的には利用いたしません。

※関係条例、規則等が制定改廃された場合は、上記の取扱いが変更されることがあります。